

飯沼市立下河原保育園建設費はつくりし保育園建設および用
設にかかわる物品購入等であり、二千八百六十六万二千三百三十九円の
支出であります。其後保護費であります。総務費は主として
入体費、扶助費は五千二百五十七万五千六百九十四円で、旭市に比較
し基礎の前の関係で一〇%ほど多い。この扶助費は七月から市とつた関
係で九月分の決算とつてゐる。扶助関係の被保護世帯は百七十三
世帯の四百四名で、其後扶助は百五十五世帯の三百四十九名、扶助扶
助は百五十九世帯の百五十八名、教育扶助は五十一世帯の百六十八名、医
療扶助は百三十二世帯の百八十二名、失業扶助は五世帯の七名、疾
病療補助は四世帯の四名、出産扶助は一七世帯の一名であります。
精神薄弱者福祉費は一名措置してゐる費用で、老人保護措
置費は十八名の措置委託にもなう支出であります。この身体障
害者福祉費については補装具代扶助やまで十一件扱った分であります。
最後の災害救助費は災害回付に対する扶助費であります。――
以上の説明に対し各委員より、老人保護措置費中の委託料
四百八十六万四千五十一円に関連し十八名の措置優先はど

こか。災害扶助基準は何によつてゐるのか。身体障害者災害扶助
した内容によつて――等の質疑があり福祉事務所等より、措置
者は十八名で昭島市、秋夕町などの施設にそれぞれ一、二名づつ措
置してあり一人当り普通通養護老人ホームで月五万五千円に六ヶ月
かかる。この特別養護の老人は五名である。災害扶助費は特に衣
的基準は法人決定外任意扶助である。身体障害者の登録人員
は四十五名年度において身体障害者自由児が百七十八名、視覚障害者
が三十五名、言語障害者三十五名、内聴覚障害者四名で
扶助の内容は補装具、車いす、補聴器などが主であり計十一件
とつてゐる。――等の答へがあり、以上をもつて当委員会所管分
の議案を終り採決の結果、全員一致で本議案は認定すべきものと決
定した次第であります。
何れとぞと議議のうえ報告しておりご認定くださるようお願いいたしま
して補足説明いたします。
議長（米次性男君）以上で各委員長の審査報告は終りました。
これより暫時休憩いたします。



午前十時五十九分 休憩

午前十一時六分 開議

議長（米次性男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（米次性男君） 以上で質疑を終ります。

討論の通告がありまして、これより討論を行います。 午

松山清君

（午 松山清君登壇）

○午 松山清君 議案第八号 昭和四十五年度福生市一般会計決

算承認について、私は認めてほしいので理由を述べさせていただきます。

四十五年度決算は、市民の要求を反映するということから見ると、
わけてみて、みだりな増設、道路の増設、教育の増設、
教育費の負担の解消、道路の増設、各種税額

負担の解消、その他多くの市民の要求が反映している。また、

福生市議会

市民のサービス低下に悩まされ、処理の業者委託、警察

警備員の業者委託など非常に問題がある反面、市長が

費の百四十万六千円、議長が費の八十五万円、食料費等として

計上された合計額四百七十九万五千円、多額の支出が、これ

らのものは、少なからず、金額を節約すること、これが、当然、

市民の要求、実現の一部として、使用しなければならぬと、考えております。

また、市入についても、当然、確保すること、これが、当然、

専有料等も徴収せず、東京電力に奉還している。これら、は、きつめ、

問題であり、このような見方から、私は、四十五年度一般会計決算を

認定することは、できないので、反対討論をしたわけであります。

○午 松山清君 この際、動議を提出いたします。

暫時休憩を願います。

議長（米次性男君） ただいま、松山清君の休憩の動議が提出されました。

休憩すること、にご同意ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（米次性男君） ご同意なしと認め、暫時休憩いたします。

午前十一時十九分 休憩

午前十一時四十八分開議

議長（米次性男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次にオム番 森田秀雄君

（オム番 森田秀雄君 登壇）

オム番（森田秀雄君） 私は本案に対して賛成の討論をいたすものでございます。

ただいまオム議員松小清君より議案第八号について反対討論が行なわれましたが私は全く別の立場から賛成討論を行ないます。松小清君は反対の理由として市長交際費、議長交際費および道路専有料等のことについて反対理由を述べましたが、本議案は月例監査報告においてすでに全議員の了解を得ておるものであり、かつ道路専有料徴収については一般質疑等においてその度施されたかえりとして市に利益をもたらしものであることは理事長の説明においてすでに明らかになりておるものであります。

以上、本議案は各常任委員会においても慎重に検討されたものでありますので、私は本議案はいずれも報告とおり認定すべきものであると思ひますので本議案に賛成するものであります。

議長（米次性男君） 以上で討論を終ります。

これより議案第八号昭和四十六年度福生市一般会計決算認定については起立により採決いたします。

本案は委員会報告とおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（米次性男君） 起立二十八名多数であります。よって議案第八号は委員会報告とおり認定されました。

議長（米次性男君） 日程十四 議案第九号昭和四十六年度福生市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので本委員

長から報告を願います。

厚史委員長 岡本吉君

(厚史委員長 岡本吉君登壇)

○厚史委員長 (岡本吉君) ご指名をいただきまして、審査報告を申しあげます。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

読まうと本議案に対する各委員会の審議の内容について補足説明を申しあげます。

本案に対し市長課長より大略次の説明を度り審議いたしましたものであります。その説明の内容は、当年度の本特別会計の支出決算額は一億六千二百六十三万八千八百七十七円で、これに対し支出決算額は一億五千二百七十七万四千四百七十六円で差引一千万四千四百一十四円の残金が四十六年度への繰越となったが、又入面において九百九十三万七千六百二十一円の前年度繰越金があり、また二百五十万円の一般会計からの繰入金があるため、これを控除すると単年度収支は百九十八万二千二百二十一円の赤字であるとして、まず支出の内容について



国庫加入率は当年度二・四％で保険料一人当りの調定額は四千九百三十八円でその平均の四千七百四十二円を越え上回り、都の平均五千六百二十七円を越え下回り、一市帯当りでは一万四千六百六十七円となっている。その繰越金五千四百六十九円は支出保護費と見なされたもの、または後援不明と見なされたものである。現年度保険料の収納率は九七・九％、滞納分保険料の収納率は三六・一％である。国庫支出金は警察給付費総費用額の十分の四の負担金、助産費一人一万円の三分の一の補助金、その他調整交付金および低所得者減額分補償などで合計八千七百六十九万七千九百九十九円、都支出金は育児手当、児童、精神予防法による給付金、助産費一人一万円の五三％の補助金、葬祭費一人五ヶ所の六〇％の補助金および老人医療費割給付として四千四百八十二円都が度施した増額分の度額に對する三割、百六十八人の補助など合計六百五十八万八千九百九十九円、その他一般会計からの繰入金二百五十万円の、前年度繰越金九百九十三万七千六百六十二円、諸収入二十四万六千八百七十五円の合計一億六千二百六十三

くる。——等りの質疑があり採決の結果、当委員会は全員一致で本議案は認定すべきものと決定した次第であります。

何と云ふ審議のうえ当委員会の決定であり認定人たるようお願ひ申しあげ補足説明いたします。

議長（米次性男君） 以上で委員長の審査報告は終了しました。これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（米次性男君） 以上で質疑を終ります。

これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（米次性男君） 以上で質疑を終ります。

四番（田村市郎君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案ハナニ号については委員会報告とおり認定をせんことを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

議長（米次性男君） おはかりいたします。ただいま田村市郎君から

福生市議会

所定の賛成を得て本案は討論を省略し、委員会審査報告とおり認定をせんといひの動議が提出をせよとが、本動議のとおり決することとご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（米次性男君） ご異議なしと認めます。よつて議案ハナニ号

昭和四十五年度福生市国民健康保険特別会計決算認定については委員会報告とおり認定をせよと。

議長（米次性男君） これより一時まで休憩いたします。

午前十一時五十九分 休憩

午後一時

開議

議長（米次性男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日課ハナニ号議案ハナニ号昭和四十五年度福生市公益債委員会討決算認定についてを議題といたします。

本議案については厚生委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。厚生委員長 関本吉君

(厚生委員長 岡本吉良 登壇)

。厚生委員長(岡本吉良) 審査報告を申しあげます。

(議案審査報告書附説) 別添参照

読まされて本議案の審議内容について補足説明を申しあげます。
まず福祉事務所長から議案内容について次のとおり説明を受けた
ものであります。

才入決算額は二百二十万一千三百八十七円、才出決算額は百七十六
万一千二百九十二円で差引残金四十六万九千五百円が翌年度へ繰越
と行った。

公益質屋は都下に才大店舗あります。黒屋経営は日野市
孫谷市と才市の三店舗のみであります。

才入については基金五百万円により三六七回転で百六十万円の貸付
金収入を得、流欠処分は年三回の九月、十一月、三月に行なうて貸付
元金四十八万九千三百円に對し売却代金五十三万九千円で、売却利
子四万九千七百円を得ている。なお処分は百五十八万二千九百九十二
円あります。その他の収入は預金利息、電話代などあります。

福 生 市 議 会



一方才出は一人の職員の人件費が主でその他は職員の奥さんの補
助員謝礼、予算、決算書の印刷費、米谷用長いすの購入
代、流債期限の連絡用電話代、郵寄代などあります。なお
監査報告書にも指摘されたとおり、現在基金の五百万円を今
後百万円くらい増額し市民の利便をはかりたい。――以上の説明
に對し次の委員より、利息だけ持つてきて蓄えろという場合
ばかりあると思うが、その場合預ぶその再査定を行なっているか。
平均貸付金はどれくらいか。――などの質疑があり、これに對し福
祉事務所長より、利息だけ持つてきて蓄えろものについては預
ぶその再査定を行ない額を下げている。特に最近では流債が激しいので
抵当物件については査定をきびしくしている。また在庫調査の際
赤字にならないよう指導しているようで最近はこの例が少なくなつてき
ている。貸付金の最高限度は全例で一世紀する円とされてい
るが、現在の貸付最高は四―五万円程度である。中には大に
希望もあるが、現在の基金では無理なので大には廻り金融機
関を利用するよう指導する例もある。――などの質疑があり採決の

結果 全員が本議案は認定すべきものと決定した次第であります。
何とぞご審議のうえ当委員会の決定とおりご認定くださるよう
お願い申しあげ補足説明いたします。

議長（木次性男君） 以上で委員長の審査報告は終了しました。
これより委員長報告に対する質疑をいたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（木次性男君） 以上で質疑を終ります。

四番（田村市郎君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十三号については委員会報告
とおり認定されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（木次性男君） ただいま田村市郎君から所定の賛成を得て
本案は討論を省略し、委員会審査報告とおり認定されたい
との動議が提出されましたが、本動議のとおり決することご異議
ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木次性男君） ご異議なしと認めます。 ようし議案第八十三号
第四十五年度福生市公営資産会計決算認定については委員
会審査報告とおり認定されました。

議長（木次性男君） 日程第六議案第八十四号第四十五年度福生市
福生都市計画福生地区画整理事業会計決算認定につ
いてを議題いたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので委員
長の報告を願います。 建設委員長 伊東中次郎君
（建設委員長 伊東中次郎君 登壇）

建設委員長（伊東中次郎君） ご指名がございますので審査報
告を申し上げます。

（議案審査報告書朗読） 別添参照

本案審査について補足して説明申しあげます。

審議に先立ちまして担当課長の説明を求めました。

担当課長より又入決算額一億五千三百六十八万五千五百八

四、支出決算額一億三千六百五十一万三千七百二十七円、差引き一千七百三十一万八千五百三十三円、翌年度へ繰り越したる。又入りの分損金及び負担金は、保留地処分金六千六百五十一万九千九百六十一円、繰越金は、加美平米執行分等六千七百六十一万九千九百六十一円、諸収入は、武蔵野台換地精算金収入一千九百九十一万九千九百六十一円である。

支出の総務費は、職員の人件費、武蔵野台事業竣工式典費、は、市民会館で行った経費等、で五百二十万九千九百六十一円である。事業費の加美平地区事業費三千三百九十八万九千九百六十一円、委託料一億四千万、新都市建設公社からの加美平地区事業について支払ったものとして執行していったものに、四年度で立替金として支払ったものである。工事請負費においては、区画整理事業の国鉄との協定による交換文書の防護柵設置工事、現道補修工事、農作物移転工事、変圧工事、立木、構造物百九坪の補償料などである。多分河原地区事業費八百二十万九千九百六十一円は、委託料として建設省に委託した熊川や二排水樋管新設工事、多分

河原地区事業五年度線下の委託料、先行工事による取付管

布設工事、原材料費でこの地区が砂利質のため表土を先行

買入れした。補償料として建物一棟、立木、構造物五坪、水道

電柱移設などである。諸支出金一千六百七十一万九千九百六十一円は、武蔵野台

権利者換地精算交付金七千七百万円である。——との説明の後

質疑に入り、五年度線下の切り抜き工事は一ヶ月着工と聞くがこ

うしたかについては、当初七月の予定であったが、また工事上の狩の

需要が多くなり確保がむずかしい、最終的には万俣で利用

したものを整備して待つという関係で、若干おくれ、着工は二月

ごろになるという。又、預めには入札の段階に入っているが、諸準備

の関係でおくれ、竣工は四月七年三月末までに。加美平裁判につい

ては、二月四日に行なわれましたが、原告側の主張すべき資料が

間に合わず、次回に延期された。建設公社の工事、非常に悪いので、強人監禁する必要があるについては、工事その他業者選定から

完成まで公社に委託事業として施行している。竣工検査には

おろかなというが、工事が悪いということ、協議会ときも強人監

猶よめた。さうに公社を廢留して十分に慎重な態度で施行して
もううよう今後強く要望していきたい。——などの質疑の後採決
の結果、当委員会としては原案を認定すべきものと決定した次
がであります。

何となく委員会報告とおりで認定くださるようお願いいたします
報告いたします。

議長

(末次慎男君) 以上で委員長の審査報告は終了しました。

これより委員長報告に対する質疑を付いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長

(末次慎男君) 以上で質疑を終ります。

討論の通告がありますのでこれより討論を行います。 千香

松山清君

(千香 松山清君登壇)

千香

(松山清君) 議案第百八十四号昭和四十九年度福生市福生郡

市計画福生市地区画整理事業会計決算認定について
私は認定できないので理由を述べさせていただきます。

本決算認定については特に加美平地区事業費について認
定できません。加美平地区においてはご存知のように市当局の一

方的な計画により事業が施行された結果、多数の住民の反対に
あつて現在のような事態になつてきております。この区画整理事

業は住民の声を聞いていない点、また区画決定がきつめて一方的
な点と、二、三、四号線の減少方式による施行で多くの土地所有

者の縄張りびびきつめて不明確に処理されていること。——などに
り反対されております。このようなことを市当局は住民と話し合

わずに事業がどんどん施行していきことは非民主的は施行をさ
らに上塗りするものであると考えるております。

實際的な検討は事業を進めていくことはきつめてまずいこと
をと考えます。

私はこの区画整理事業にあつては、まず市へは住民と話をしつ
合ひて話し合ひの場を持つべきであり、そこで十分話し合ひ相手が
納得のいきる点を見出すことが第一だと考えております。市長み
ずから話し合ひの場をつくり、住民の声をよく聞いていざ意見を